

平成 23 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 23 年 7 月 4 日（月） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：経済産業省別館 1111 号会議室

出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、辰巳委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）

（五十音順、敬称略）

1．特定調達品目に関する検討方針・課題について

- ・昨今の節電対策において、扇風機の使用やグリーンカーテンの導入等が見直されている。震災後の新しい動きに、グリーン購入法として貢献できるものという視点で検討してはどうか。
- ⇒ 扇風機、サーキュレーターの基準は現在ないため、今後の状況を見て検討していきたい。（事務局）
- ・食堂の配慮事項に地域の農林水産物の利用促進について追記を検討することについて、国全体としては非常に必要なことと考えるが、このグリーン購入法が目指すものとの整合性という意味では、考え方を整理しておくべきではないか。
- ⇒ 地産地消については、フードマイレージという考え方では環境負荷の低減につながるという点から、推進していきたいと考えている。考え方の整理はしていきたい。（事務局）
- ・今回の震災で、破壊された設備の新規導入の必要性が迫られており、LED 照明や、モーター、コンプレッサー等の分野に環境配慮製品が十二分に入ってくる可能性がある。特に東北地方では、インフラを整備していく中で、政府や地方公共団体の調達の方向性を示す必要がある。また、安易な自家発電の導入等により、CO₂ 以外の他の環境汚染も懸念される。今後の新エネルギーの需要を含めて、グリーン購入法として長期的な方向性を打ち出していく必要があるのではないかと。
- ⇒ 具体的にこういったことを検討していくか。メッセージ性を早めに出せるか検討いただきたい。
- ・今回の大震災を踏まえ、地震などの災害時に役立つ基準の作り方を考えていく必要があるのではないかと。
- ・グリーン購入法というのは、緊急時に対応することが目的ではないと理解している。こうした事態ではグリーン購入法を守らなくても良いというだけでなく、どうすべきなのかを行政が明確に出すべきではないかと。
- ・提案件数が震災の影響で減っており、重要なものが抜けているとすれば問題である。追加提案を行うなど考慮すべきではないかと。
- ・防災用備蓄用品などは 1 年遅れでも良いので、次年度は提案をたくさん出してほしいというメッセージを出していく必要がある。以前に、防災用トイレの提案があったと思うが、備蓄しておくものについて検討していくこともできるのではないかと。

- ⇒ 安全性に係る基準について、グリーン購入法でどこまで組み込めるかが大きな問題である。
- ・ 公共工事の検討は震災もあり急がれるところ。ロングリスト掲載品目の 66 提案については、どのように検討されているのか。
- ⇒ ロングリストについては国土交通省において検討を進めているが、建築物などは長期に渡る安全性や機能が確保される必要があることから、実績等を踏まえて十分に検討する必要がある。（事務局）
- ・ エコマーク等の認証ラベル、カーボンフットプリント制度などを、相乗的にグリーン購入法を推進するためのツールとして使っていく方法を議論していく必要がある。また、グリーン購入法の情報の信頼性を上げていくために、適合品であるという情報提供の方法について、もう少し仔細に基準の中に組み込んでいけば良いのではないか。
- ・ 自動販売機の例のように、消費効率だけでなく、消費する時間帯をコントロールするなどの視点を入れていくということも大事ではないか。ピーク電力のカットだけでなく、変動する自然エネルギーの導入量が今後増加した際にも有効だと思われる。
- ・ ライフサイクル全体での環境負荷低減効果を目指す方向になってきてはいると思うが、生物多様性、水についての検討も、もう少し積極的にやっていただけると良い。

2．分科会における検討方針等について

【自動車分科会】

- ・ ハイブリッド等の新しいタイプの自動車について、基準を作っていく方向はないか。
- ⇒ 現行の判断の基準では、電気、CNG、メタノール、ハイブリッド、プラグインハイブリッド、燃料電池、水素自動車については、全て判断の基準を満たすことになっている。メタノールは現在ほとんど出荷されていないため、対象から外すことも考えている。ハイブリッド等については、今後議論の遡上に載る可能性はある。（事務局）
- ⇒ 今回の分科会は、ガソリン車の最終的な判断の基準の見直しになるのではないかと考えている。ガソリン、ディーゼル車以外のものについては、プレミアム基準の方で別途牽引していくための基準づくりをしていくことになるのではないか。

【LED 照明分科会】

- ・ NEDO で新しい技術開発をしているが、ランプの Ra（平均演色評価数）はグリーン購入法の判断の基準が目標になっている。グリーン購入法の判断の基準が短い時間で技術開発を目指すときのターゲットになってきていることは、高く評価すべき。また、蛍光体に使用されるレアアースなどの資源性についても検討していただきたい。
- ・ JIS 規格や工業会の規格が整うのを待つのではなく、先進的な企業にヒアリングをしながら、品質も含めて、ある程度進めて行くべきではないか。
- ・ LED を単なる従来の照明の代替として考えるのか、新しい照明器具として考えるのか。また、

サービス込みの形のものとして考えるのかでかなり考え方が違ってくるのではないか。

【判断基準の将来展開検討分科会（プレミアム基準）】

- ・ 現行の特定調達品目にプレミアム基準を設定する場合、プレミアム基準と現行の基準の 2 つの基準が存在することになるのか。全く新しいものについて、プレミアム基準から作るということもあり得るのか。
- ⇒ 現行の特定調達品目にプレミアム基準を設定した場合は、基準が 2 つ存在することになる。現行の特定調達品目以外のものを対象にするかは、分科会においての判断となる。
- ・ プレミアム基準は、日々進んでいく技術開発を見通したものなのか。基準が 2 段階になると消費者の理解が困難になるのではないか。進歩した技術が消費者にも広く認知されていればよく、敢えて基準として設定するのは疑問である。
- ⇒ グリーン購入法の判断の基準はベースラインであって、より意識の高い人に対して方向性を与えたいというものである。
- ・ 自動車ではコストの問題等があってもより高いところを目指している。こうした企業の積極性を評価するために、プレミアム基準は非常に有効と考える。
- ・ 社会全体のマーケットの自由化を進めるためには、トップランナー基準だけでも、ボトムアップをするだけでも駄目である。全体を上げていくために、相当な数がいると思われる中間層を引き上げていく方向性を示す意味で良いと考える。
- ・ プレミアム基準のスコープとしては、国が調達するものから少し離れて、民間の調達のことも考えていくのか。
- ・ 民間というのは、供給側の開発目標にもなり得るということであり、需要側のスコープは変わるものではないのではないか。
- ⇒ プレミアム基準というのは、より進んだ組織等がこの基準を満たしたものを調達することにより市場を牽引していくものであり、供給側（企業）にとっても、この基準が開発目標となり得ると考える。（事務局）
- ・ プレミアム基準ができれば閣議決定を受けるのか。
- ⇒ プレミアム基準はグリーン購入法に基づき閣議決定をするものではなく、ガイドラインに示すということを考えている。（事務局）
- ・ 企業も消費者も国が作成するガイドラインを参考にするため、情報提供の方法の検討も含めて行うべきである。
- ・ 既に 90%以上の調達率が達成されている状況の中で、このグリーン調達を今後どう進めていくかを議論するには良い方法であり、既存の先駆けとなるようなベンチマーク的なものになると考える。全国的な供給やコストの課題があるものでも、優れたものを具体的にどこまで示していけるか、提案を含めてご検討されたら良い。

以上